

調査・研究企画会議の設置等について (平成22年12月16日食品安全委員会決定)

(最終改正：平成25年3月18日食品安全委員会決定)

第1 趣旨

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に規定する科学的調査及び研究を効果的かつ効率的に行うために必要な事項について調査審議するため、食品安全委員会に、調査・研究企画会議を設置する。

第2 調査・研究企画会議

1 構成員等

- (1) 調査・研究企画会議（以下「企画会議」という。）は、以下の者により構成する。
 - ① 食品安全委員会の常勤委員
 - ② 食品安全委員会委員長の指名する専門委員（6名以内）
- (2) 企画会議に座長を置き、(1) ①に掲げる常勤委員のうち、食品安全委員会委員長の指名する委員をもってこれに充てる。
- (3) 座長は、企画会議の事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、企画会議に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 企画会議の構成員の任期は、(1) ②に掲げる構成員の任期について、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 調査審議事項

企画会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 調査及び研究についての中期的方針の案の策定及びその見直しに関すること。
- (2) 各年度において取り組むべき研究の対象領域の案の選定に関すること。
- (3) 各年度において取り組むべき研究の対象課題の案の選定に関すること。
- (4) 各年度において取り組まれた研究の対象課題の評価に関すること。
- (5) 各年度において取り組むべき調査の対象課題の案の選定に関すること。
- (6) 各年度において取り組まれた調査の対象課題の評価に関すること。

3 会議の開催

- (1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、企画会議を招集し、その議長となる。
- (2) 座長は、必要に応じ、企画会議の構成員でない専門委員又は学識経験者であって、以下に掲げる条件を満たす者に対し、企画会議への出席を求めることができる。
 - ① 食品安全委員会の非常勤委員又は食品安全委員会事務局職員でないこと。
 - ② 調査及び研究の対象課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。
 - ③ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を公表することについて、あらかじめ同意している者であること。
- (3) 企画会議は、議事の概要を作成し、これを公表する。
- (4) 企画会議は、調査審議の結果を食品安全委員会に報告する。

第3 雑則

- (1) 第2に定めるもののほか、企画会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画会議が定める。
- (2) 企画会議の庶務は、食品安全委員会事務局総務課において処理する。

附 則

- 1 この決定は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3(2)中「情報・緊急時対応課」を「総務課」に改める改正は、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第号）の施行の日から施行する。
- 2 調査・研究企画調整会議は、本決定前に調査審議を行っていた事項を本決定により設置される調査・研究企画会議に引き継ぐものとする。